

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

一般社団法人 三田労働基準協会

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加下さい。

1 日 時 2023年6月29日（木）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？
- ・管理監督者とは？
- ・賃金支払いの5原則
- ・労働契約と解雇・退職の手続き
- ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・割増賃金
- ・変形労働時間制の運用
- ・年次有給休暇制度と時季指定義務
- ・就業規則の整備と運用
- ・賃金請求権の消滅時効期間の延長
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はやわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）当協会の会員は5,500円 非会員は6,600円 ※
2022年6月22日（木）までに下記口座宛お振込み下さい。

銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 口座番号 普通預金 0397963

口座名義 （一社）三田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例 629 〇〇カイシャ等）

6月22日（木）までの取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込（定員60名）

裏面申込書にご記入の上、三田労働基準協会あてFax（03-3451-7692）によりお申込みください。

7 お問合せ先 （一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5

電話 03-3451-0901

講習会当日は、受講票（コピー可）をご持参ください。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

講習会 Fax 申込書 兼 受講票

● 実施日： 2023年6月29日(木) ●

10:00~16:30 開場・受付 9:30~

Fax. 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて

Fax 03-3451-7692

いずれか、○をお付け下さい	・三田協会会員・新宿協会会員・品川協会会員・大田協会会員 ・渋谷協会会員・池袋協会会員・向島協会会員・協会会員以外		
事業場名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

- 注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。
 ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。
 ③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。
 ④ 受講に当たりましては、マスクをご着用ください。
 ⑤ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

会場案内図

BIZ新宿 研修室A
 新宿区西新宿6-8-2

協会 使用欄	
-----------	--

